

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第11条第3項および伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則第38条第5項の運用について

1. 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則(以下「職員給与規則」)第11条第3項および伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則(以下「契約社員就業規則」)第38条第5項には、以下に定める基準を適用する。
2. 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則(以下「就業規則」)第2項(以下「Ⅱ種職員」)および第5項(以下「契約社員」)の適用を受ける者のうち、以下の役割等級および職務の区分に属する者を対象とする。

役割等級	職務の区分	
L1	生活支援ヘルパー(F表)	その他職員(無資格等)(G表)
L2	介護員等(E表)	介護福祉士(D表)

3. 前項に属する者のうち、下記の資格を取得した場合において、その申し出があった場合には、申し出を受理した日の属する月の翌月から役割等級及び職務の区分を変更し、併せて俸給表の異動を行うこととする。
 - (1) 基準緩和型サービス従事者研修または生活援助従事者研修
 - (2) 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修
 - (3) 介護福祉士
4. 前項の申出により俸給表の異動を行う場合において、異動後の号俸は下記のとおりとする。
 - (1) 異動後の号俸は原則、異動前に決定していた支給額の直近上位の額を有する号俸とする。ただし、異動後の号俸がその俸給表の初任給号俸を下回る場合は、初任給号俸を下限とする。
 - (2) 時給契約社員から日額契約社員または日額契約社員から時給契約社員への変更に伴う俸給表の異動に際しては、1日の所定労働時間(7.75時間)を乗じるまたは除することで算出(一元以下の端数は切り上げ)し、算出された額と同じ額を有する号俸(同じ額を有する号俸がない時は、直近上位の額を有する号俸)へ異動する。
 - (3) なお前項の運用については、月額契約社員からの変更の際にも準用し、月額契約社員から日額契約社員への変更に伴う俸給表の異動に際しては、1カ月の平均所定労働時間(21日)で除することで算出(一元以下の端数は切り上げ)し、月額契約社員から時給契約社員への変更に伴う俸給表の異動に際しては、更に1日の所定労働時間(7.75時間)で除することで算出(一元以下の端数は切り上げ)し、算出された額と同じ額を有する号俸(同じ額を有する号俸がない時は、直近上位の額を有する号俸)へ異動する。

附 則

この運用基準は、令和2年5月1日から適用する。